

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
お休み、
翌日
から翌
日)
当た

目 次

◇ 告 示 保険薬剤師の登録(保険課)

国土調査法による事業計画の決定(農村整備課)

入会林野整備計画の認可(林務課)

土地収用法による事業の認定(管理課)

県道の区域の変更(道路課)

県道の供用の開始(〃)

建築基準法に基づく道路の位置の指定(四件)(建築課)

出納長の権限に属する事務の一部の委任(会計課)

◇ 教 委 告 示 定例教育委員会の招集(総務課)

◇ 公 告 平成七年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度)の実施(人事委員会)

(総務課)

平成七年度鳥取県警察官採用試験(高校卒業程度)の実施(〃)

告 示

鳥取県告示第五百三十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
野村 亜希子	鳥薬第九四〇号	平成七年六月二十九日
五 島 俊 作	鳥薬第九四一号	平成七年六月三十日
濱 嶋 啓 子	鳥薬第九四二号	平成七年七月三日

鳥取県告示第五百三十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成七年度における事業計画を次のとおり定め、同条第五項の規定により告示する。

平成七年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行う者の名称	調査地 域	調査期 間	調査面積 (平方キロメートル)
鳥取市	鳥取市海蔵寺、紙子谷、広岡及び船木の各一部	平成八年三月三十一日まで	〇・六八
倉吉市	倉吉市大立及び立見の各一部	〃	一・〇五
福部村	岩美郡福部村大字高江、大字栗谷、大字箭溪及び大字八重原の各一部	〃	〇・九八
郡家町	八頭郡郡家町大字市谷及び大字西御前の各一部	〃	〇・二九
船岡町	八頭郡船岡町大字下濃、大字上野、大字福井及び大字隼福の各一部	〃	〇・五〇
八東町	八頭郡八東町大字重枝、大字北山、大字枝、大字南、大字富枝、大字妻鹿野及び大字志谷の各一部	〃	二・一九
智頭町	八頭郡智頭町大字波多、大字口波多、大字宇波、大字口宇波、大字新見及び大字惣地の各一部	〃	八・四五
東郷町	東伯郡東郷町大字長江の一部	〃	〇・五八
三朝町	東伯郡三朝町大字本泉の一部	〃	〇・五二
関金町	東伯郡関金町大字関金宿、大字郡家、大字安歩及び大字山口の各一部	〃	一・四九

北条町	東伯郡北条町江北の一部	〃	三・五九
大栄町	東伯郡大栄町大字由良宿、大字妻波、大字大谷、大字西園及び大字東園の各一部	〃	五・六五
東伯町	東伯郡東伯町大字森藤、大字法万、大字光好、大字鋤、大字美好、大字下大江、大字三保、大字浦安、大字上伊勢、大字下伊勢、大字徳万、大字保、大字丸尾及び大字逢束の各一部	〃	五・五八
赤碕町	東伯郡赤碕町大字八幡、大字籠津、大字湯坂、大字光及び大字梅田の各一部	〃	〇・九一
西伯町	西伯郡西伯町大字清水川、大字福成及び大字柏尾の各一部	〃	二・六七
会見町	西伯郡会見町円山、天萬、諸木及び田住の各一部	〃	〇・五四
岸本町	西伯郡岸本町丸山の一部	〃	一・八四
淀江町	西伯郡淀江町大字福岡及び大字稲吉の各一部	〃	一・七三
大山町	西伯郡大山町保田、安原、平田、上方、稲光、妻木、末吉、国信、福尾、末尾及び所子の各一部	〃	一・五三
中山町	西伯郡中山町石井垣、潮音寺、赤坂及び下甲の各一部	〃	〇・八七

鳥取県告示第五百三十二号

倉吉市菅原八三菅原地区入会林野整備組合代表者小原勝美から申請のあった菅原地区入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、平成七年七月十三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成七年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六條第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
社会福祉法人 養 寿 会
- 二 事業の種類
老人保健・福祉複合施設（仮称）よなご南部幸朋苑建設事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 米子市石井字高城地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六條の二の規定による図面の縦覧場所
米子市加茂町二丁目一
米子市役所

鳥取県告示第五百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成七年七月二十一日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成七年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名		変 更	敷地の幅員	延 長
赤碕大山線		前後別	(メートル)	(メートル)
変更後	変更前	区 間		
東伯郡赤碕町大字赤碕字溝上 谷詰東平二九七一―地先から 同大字字畑ノ東一八五六―一 二地先まで	東伯郡赤碕町大字赤碕字西谷 堤之上―一八〇六一―地先から 同大字字畑ノ東一八五六―一 二地先まで	東伯郡赤碕町大字赤碕字孤山 一―一五―一三〇地先から同大字 字畑ノ東一八五六―一―二地先 まで	六・〇 ） 三四・七	一五三九・〇
			一三・〇 ） 二八・五	四〇〇・〇
			一一・〇 ） 四一・〇	一五六四・〇

鳥取県告示第五百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成七年七月二十一日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成七年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
赤碕大山線	東伯郡赤碕町大字赤碕字溝上谷詰東平 二九七―一地从先から同大字西谷堤之 上二八〇六―三地从先まで	平成七年七月二十四日

鳥取県告示第五百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成七年七月二十日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成七年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
東伯郡三朝町大字大瀬九九―一五 有限会社 吉田工務店 代表取締役 吉田 公博	倉吉市西倉吉町字宮代四七 五―二、四七五―三、四七 六―二、四七六―三及び四 七七―九並びにこれらと一 体をなす国有地の一部	幅員 六・〇―六・三 メートル 延長 一〇二・八 メートル

鳥取県告示第五百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成七年七月二十日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

平成七年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市東町三五七―一七 野島住研 代表者 野島 照正	倉吉市西倉吉町字鴨川四二 三―二及び四二―三―四並び にこれらと一体をなす国有 地の一部	幅員 六・〇―六・三 メートル 延長 八七・三 メートル

鳥取県告示第五百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成七年七月二十日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成七年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 東伯郡羽合町大字田後四三二一 みどり住宅工業株式会社 代表取締役 洞ヶ瀬 直美	道路の位置の指定場所 倉吉市大谷字イザ原八八三 一二七〇	道路の幅員及び延長 幅員 六・〇 メートル 延長 六〇・〇四 メートル
---	------------------------------------	---

鳥取県告示第五百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成七年七月二十日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成七年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 鳥取市吉方温泉一丁目五五 地建開発有限会社 代表取締役 岸本 知行	道路の位置の指定場所 岩美郡岩美町大字浦富字中 出逢一〇四九一二	道路の幅員及び延長 幅員 五・〇 メートル 延長 三六・五 メートル
---	--	--

鳥取県告示第五百四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成七年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
アグネス・チャン おしゃべりコンサート	平成七年十月二十二日	鳥取県立県民文化会館

二 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課

主事 澤 井 壽

三 委任期間

平成七年七月二十二日から同年十一月二日まで

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成七年七月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

- 一 日時 平成七年七月二十四日(月) 午後二時
- 二 場所 鳥取市東町二丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議題
 - 1 鳥取県社会教育委員の任免について
 - 2 その他

公 告

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成7年7月21日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

- 1 試験の名称
平成7年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度)
- 2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
一般事務	5名
学校事務	5名
警察事務	1名

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更になる場合がある。

3 対象となる職

一般事務にあつては知事の事務部局等に、学校事務にあつては市町村立小・中学校又は県立学校に、警察事務にあつては警察に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額136,500円のはか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
一般事務	昭和49年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた者
学校事務	昭和47年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた者
警察事務	

6 第一次試験

- (1) 試験種目
教養試験(多枝選択式)
- (2) 試験の期日
平成7年9月24日(日)
- (3) 試験の場所
鳥取県立鳥取西高等学校
鳥取県立米子西高等学校
鳥取市東町二丁目112
米子市大谷町200
- 7 第二次試験

<p>(1) 試験種目 作文試験、面接試験（個別面接）、適性検査及び身体検査</p> <p>(2) 試験の期日 平成7年10月30日（月）</p> <p>(3) 試験の場所 鳥取県庁東町分行舎 鳥取市東町二丁目308 鳥取県庁第二庁舎 鳥取市東町一丁目271</p> <p>8 合格者の発表 (1) 第一次試験合格者 平成7年10月12日（木）（予定）に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎の1階掲示板に掲示して発表する。 なお、合格者には、書面で通知する。</p> <p>(2) 最終合格者 平成7年11月10日（金）（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板に掲示して発表する。 なお、合格者には、書面で通知する。</p> <p>9 採用の方法 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。 なお、採用は、平成8年4月1日の予定である。</p> <p>10 受験手続 (1) 受験申込書の交付 受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所等において交付する。</p> <p>(2) 受験の申込み 受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。</p>	<p>なお、申込みができる「試験の区分」は、一つに限る。</p> <p>(3) 受付期間及び受付時間 ア 受付期間 平成7年8月4日（金）から同年9月4日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。） なお、郵送による申込みは、平成7年9月4日（月）までの消印のあるものに限って受け付ける。</p> <p>イ 受付時間 8時30分から17時まで</p> <p>11 その他 (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局（鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553）に行うこと。 (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。 (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照のこと。</p> <p>職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。</p> <p>平成7年7月21日 鳥取県人事委員会委員長 加藤 威</p> <p>1 試験の名称 平成7年度鳥取県警察官採用試験（高校卒業程度）</p> <p>2 採用予定者数</p>
--	--

<p>4 名 (注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更になる場合がある。</p> <p>3 対象となる職 警察に勤務する公安職給料表1級係員(巡査)の職</p> <p>4 給与 給与</p> <p>この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額154,100円のほか諸手当が支給される。</p> <p>5 受験資格 昭和三十九年四月二日から昭和三十九年四月一日までに生まれた男子。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和三十九年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。</p> <p>6 第一次試験</p> <p>(1) 試験科目 教養試験(多肢選択式)</p> <p>(2) 試験の期日 平成七年九月十七日(日)</p> <p>(3) 試験の場所 鳥取県民文化会館 鳥取市尚徳町101-5 米子警察署 米子市権町一丁目151</p> <p>7 第二次試験</p> <p>(1) 試験科目 作文試験、面接試験(個別面接)、適性検査、身体検査及び体力検査 なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。</p> <p>(2) 試験の期日 平成七年十月二十六日(木)及び二十七日(金)</p> <p>(3) 試験の場所 東部健康増進センター 鳥取市松原343</p>	<p>鳥取県庁第二庁舎 鳥取市東町一丁目271</p> <p>8 合格者の発表</p> <p>(1) 第一次試験合格者 平成七年十月十二日(木)(予定)に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220)及び第二庁舎の1階掲示板に掲示して発表する。 なお、合格者には、書面で通知する。</p> <p>(2) 最終合格者 平成七年十一月十日(金)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板に掲示して発表する。 なお、合格者には、書面で通知する。</p> <p>9 採用の方法 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。 なお、採用は、平成八年四月一日の予定である。</p> <p>10 受験手続</p> <p>(1) 受験申込書の交付 受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所、鳥取県警察本部警務部警務課、県内の各警察署、交番並びに警察官駐在所において交付する。</p> <p>(2) 受験の申込み 受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。</p> <p>(3) 受付期間及び受付時間 ア 受付期間 平成七年八月四日(金)から同年九月四日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。) なお、郵送による申込みは、平成七年九月四日(月)までの消印のあるものに</p>
--	---

限り受け付ける。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

II その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局（鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照のこと。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基 準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。
胸囲	78センチメートル以上であること。
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。
弁色力	正常であること。
聴力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。